

## 扶養義務者からの生活費又は教育費の贈与について

平成27年1月1日以降の相続から相続税の基礎控除額が引き下げられました。相続税の節税対策として、生前贈与を活用している方も多いと思いますが、今回は、「扶養義務者からの生活費又は教育費」の贈与についてご説明します。

### ●概要

「扶養義務者」からの「生活費」又は「教育費」の贈与については、通常必要と認められるものについては、贈与税は非課税となっています。

「扶養義務者」とは、次の者をいいます。

- ①配偶者
- ②直系血族（父母、祖父母等）及び兄弟姉妹
- ③三親等内の親族で生計を一にする者

扶養義務者は、同居である必要はなく、別居でもかまいません。

たとえば、別居の祖父母も「扶養義務者」に該当しますので、別居の祖父母が、子や孫のために、生活費や教育費を支払っても贈与税は非課税となります。

「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く）をいいます。

また、治療費や養育費等も含まれます。

具体的には、食費や家賃の負担、入院費用や出産費用の負担などがあげられます。

「教育費」とは、子や孫（被扶養者）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費、通学のための交通費、学級費、修学旅行参加費等を行い、義務教育に係る費用に限りません。

具体的には、毎月の学費、塾の月謝、水泳教室等となります。

### ■注意点

贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費は、生活費又は教育費として「必要な都度、直接これらの用に充てるために贈与を受けた財産」となります。

逆に、数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合に、その財産が生活費又は教育費に充てられずに「預貯金となっている場合」や、「株式や家屋の購入費用に充てられた場合」など、その生活費又は教育費に充てられなかった部分に

ついては、贈与税の課税対象となるので注意が必要です。

その都度「生活費」や「教育費」の贈与を受ければ、贈与税は非課税ですので、贈与する際には、毎月必要に応じて使い切る金額でおこなうのがよいでしょう。

また、支払方法ですが、将来の税務調査を考えて、振込みで証拠が残るようにする方法がお勧めです。

### ●教育資金の一括贈与について

数年間分の教育費を一括して贈与したい場合には、「教育資金の一括贈与」が有効です。

「教育資金の一括贈与」に係る贈与税の非課税制度は、「教育資金等」に充てるためにその直系尊属が金銭等を出して、金融機関に信託した場合などには、1,500万円を限度に贈与税が非課税となる制度です。

#### ◆教育資金等とは

(1)学校等に支払われる金銭

①入学金・授業料・入園料・保育料等

②学用品の購入や修学旅行費や学校給食費など

(2)学校等以外に支払われる金銭

①教育・スポーツ（学習塾・水泳教室など）

②通学定期代・留学渡航費など

| 期間                           | 受贈者の対象年齢 | 限度額             |
|------------------------------|----------|-----------------|
| 平成25年4月1日<br>～<br>平成31年3月31日 | 30歳未満    | 1,500万円<br>(※1) |

(※1)学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度。

また、教育資金の一括贈与については、受贈者が30歳に達するまでの間に、贈与者が死亡した場合でも、残額を贈与者の相続財産とみなされませんので、相続税の節税となります。

### ●最後に

その他、平成27年4月からは、結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税制度も始まっていますので、贈与をご検討の際には、担当者までご相談下さい。

(古井 洋平)

